

「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が開学する「えにしアカデミー」の2年間の課程を修了した職員（以下「えにしアカデミー修了者」という。）を中心とした、分野横断の幅広い知識や専門性による広い視野で福祉現場をリードする事業所の実践が、事業所から地域、全県へ展開されるよう、滋賀の福祉をリードする事業所や福祉の職の社会的評価の向上、および県内どの地域においても一定水準以上の質の高い福祉サービスが提供できる「滋賀の福祉」を実現することを目的とする。

（推奨）

第2条 前条の事業目的を達するため、「滋賀の福祉」実践推進事業実施要綱に基づく事業に主体的かつ積極的に継続して取り組み、滋賀の福祉をリードする事業所を「滋賀の福祉」実践推進事業所として推奨する。

（推奨の要件）

第3条 滋賀県知事（以下「知事」という。）および県社協会長は、次に掲げる要件いずれにも該当すると判断された事業所を『「滋賀の福祉」実践推進事業所』（以下「推奨事業所」という。）として推奨する。ただし、「知事または県社協会長が推奨することが適当でないと判断する場合」は推奨しない。

- (1) えにしアカデミー修了者を輩出した、または現に在籍する事業所であること。
- (2) 「滋賀の福祉」実践推進事業実施要綱に基づく実践の実績があり、今後も継続して福祉の実践が見込まれる事業所であること。

（推奨の申請）

第4条 推奨を受けようとする事業所は、「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、誓約書（別紙様式第2号）を添えて県社協へ申請する。

（推奨証の交付）

第5条 知事および県社協会長は推奨を決定後、当該事業所に『「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨証』を連名で交付するとともに、推奨した事業所名について、ホームページなどを通じて広報するものとする。

（変更の届出）

第6条 推奨事業所は、事業所名やその所在地等、第4条に基づく申請内容に変更があった場合は、「滋賀の福祉」実践推進事業所変更届（別紙様式第3号）により、速やかに県社協に届け出なければならない。

（推奨の取り消し）

第7条 推奨事業所が以下に該当する場合、知事および県社協会長は推奨を取り消す。

- (1) 推奨事業所から辞退の申し出があったとき。
- (2) 推奨事業所が第3条に定める推奨の要件を欠いたとき。
- (3) 推奨事業所として適当でないと認められるとき。

2 推奨事業所は、第1項の規定により推奨を取り消されたときは、速やかに県社協会長に『滋賀の福祉』実践推進事業所推奨証』を返還しなければならない。

(庶務)

第8条 「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業に関する庶務は、県社協で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に係る事業に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。